

# 令和6年7月1日から 公民館を利用できる活動が 広がります！

- 営利団体、政治団体、宗教団体等による  
公民館の利用が一部可能となりました。

※利用できる活動には制限があります。  
必ず、地区公民館にお問い合わせください。

	使用目的
営利関係	大田原市内に本社、事務所、営業所がある企業（商店を含む）、または、大人数が集まれる会場がない地域において、企業等による会議や一般研修
	社員の厚生事業
	面接及び入社（採用）試験
	地域振興につながる事業
	社会教育及び社会福祉に関する事業
政治関係	研修会、学習会
	市政・県政・国政報告会
	議会報告会

※政治関係は、一般市民に広く呼びかけて開催すること。

- 各地区公民館のロビーなど、  
フリースペースとしてご利用ください。
- 学習スペースを開設する場合は、  
その都度、日程等をホームページで

